

税の申告はお早めに

申告期間 **2月18日(月)～3月15日(金)**

※土・日曜日を除く。

2月18日(月)から、所得税の確定申告と町・県民税の申告が始まります。確定申告書や町・県民税申告書などを提出する際には、マイナンバーの記載と本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。あらかじめ必要な書類を準備して、早めに申告しましょう。

〔桜井税務署 ☎42・3501 / 町税務課課税第一係 ☎34・2112〕

所得税の確定申告

自営業の人はもちろん、社員の人も給与以外の所得がある場合は、申告をしなければなりません。

期間内に申告をしなかったり、誤った申告をしたりすると、後で不足の税金を納めることになるだけでなく、加算税や延滞税も納めなければなりません。

正しく早めに申告しましょう。

確定申告の必要な人

- ▼1年間の給与の収入金額が2千万円を超える人
- ▼給与を1カ所から受けている人で、給与や退職所得以外の「所得の合計額」が20万円を超える人

▼2カ所以上から給与の支払いを受けている人で、年末調整を受けた主な給与以外の給与の収入金額と給与や退職所得以外の「所得の合計額」との合計額が20万円を超える人

▼営業、農業、報酬、不動産、年金、譲渡などの所得のある人で、税法により納税が必要な人

所得税の還付が受けられる人

次の条件などに該当する人は、確定申告をすることで、源泉徴収された税金が戻ることがあります。

- ▼住宅借入金等特別控除及び各種控除などの適用を受ける人
 - ▼年末調整を受けていない人
- ※還付を受けるために確定申告をする場合は、給与や退職所得以外の

年金受給者の事前の 所得税確定申告の相談・受付

年金受給者の所得税申告は、次のとおり、事前に相談し、確定申告書を提出することができます。

期間

2月5日(火)・6日(水)

午前9時30分～午後3時30分
(相談受付締切は午後3時)

場所

町民ホール(町役場西側)

- ※税務署からの案内ハガキの送付はありません。
- ※時間帯によっては、待ち時間が長くなることがあります。また、混雑などにより受付を早めに終了することがあります。

所得の合計が20万円以下であっても、これを含めて申告しなければなりません。

申告に必要なもの

- 印鑑 ●個人番号確認書類(通知カードなど) ●源泉徴収票(原本)
- 本人確認書類(運転免許証など)
- ▼生命保険料控除を受ける場合
- 生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料の控除証明書
- ▼国民年金保険料・国民年金基金掛金について社会保険料控除を受けられる場合
- 社会保険料(国民年金保険料)控除証明書
- ▼地震保険料控除を受ける場合
- 地震保険料の控除証明書(長期損害保険料の控除証明書も含む)
- ▼医療費控除を受ける場合
- 医療費控除の明細書

- 医療費通知(原本)など
- ▼寄附金控除を受ける場合
- 寄附先から発行された受領証など
- ▼住宅借入金等特別控除を受ける場合
- 住宅借入金等特別控除額の計算明細書 ●家屋などの登記事項証明書
- 請負または売買契約書の写し
- 住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書など
- ▼還付がある場合
- 還付金の受取口座(本人名義)番号が分かるもの

申告する場所

本紙折込チラシをご覧ください。

町・県民税の申告

平成31年1月1日現在、田原本町に住んでいる人は、平成30年中の所得状況について申告をしていただく

田原本駅周辺店舗でのイベント

まちなか塾

町地域公共交通活性化協議会
(事務局=観光・まちづくり推進課内) ☎ 34-2085

開催日 **3月21日** (祝)

開催場所 サロン・ド・ナヴィール

集合時間 午前9時50分

内容など お子さんやご自身の髪の毛のアレンジに悩んでいる人、プロがコツを教えます。

定員 6人 (先着順)

参加費 無料

申込方法 2月12日(火)午前8時30分～3月15日(金)午後5時15分に電話またはメールで、①氏名、②住所、③日中連絡のつく連絡先、④参加人数をお伝えください。
※定員になった場合は、町ホームページでお知らせします。

問・申込先 町地域公共交通活性化協議会 (事務局=観光・まちづくり推進課内) ☎ 34-2085 / ✉ mati@town.tawaramoto.nara.jp



必要があります。ただし所得税の確定申告をする人や、給与所得または公的年金などの所得のみの人で勤務先などから町へ給与支払報告書または公的年金等支払報告書が提出されている人は、その必要はありません。医療費控除や生命保険料控除などの適用を受ける場合は、申告が必要となる場合があります。

申告書は、申告が必要であると思われる人に2月上旬に郵送します。届いてない場合は、税務課にご連絡ください。

所得がなくても申告を
所得がなかったなどの理由により

申告をされなかった場合、非課税証明書などの税務証明を交付できないことがあります。

また、国民健康保険税などの算出の資料にも利用しますので、平成30年中に所得がなかった場合でも、町・県民税の申告をお勧めします。

申告に必要なもの

- 申告書
- 印鑑
- 個人番号確認書類 (通知カードなど)
- 本人確認書類 (運転免許証など)
- 確定申告に必要なものと同様の書類

申告する場所 町役場税務課窓口
※申告受付は町役場税務課窓口のみです。ご注意ください。

マイナンバーカードの申請をお願いします

マイナンバーカード
受付時間の延長・休日開庁

住民保険課戸籍住民相談係 ☎ 34-2087

マイナンバーカードをより取得しやすいように、受付時間の延長と休日開庁を実施します。

受付時間の延長

2月6日(水)・20日(水)、3月6日(水)

午後7時まで (交付の受付は午後6時30分まで)

休日開庁

2月10日(日) 午前10時～午後4時

業務内容

通知カードの受け取り、マイナンバーカードの交付・申請 (その他の業務は行いません)

マイナンバーカード用の顔写真を無料で撮影しています。

窓口での印鑑登録証明書の取得

窓口で印鑑登録証明書の取得する際には「印鑑登録証」もしくは「住民カード」の提示が必要になります。忘れずにご持参ください。

単車などの廃車・名義変更届を

4月1日現在の所有者に課税

軽自動車税は、毎年4月1日現在で、単車や軽自動車などを所有している人に課税されます。そのため、これらの車両を譲渡または廃車した場合は、下表の機関へ届出をしてください。

4月1日までに届出がない場合は、平成31年度分の軽自動車税が課税されますのでご注意ください。



各車種の手続き場所

車種	手続き場所・電話番号
単車など(125cc以下)	町税務課課税第一係 ☎ 34-2112
軽二輪車(250cc以下)	奈良県軽自動車協会 ☎ 0743-58-3700
二輪小型自動車(250cc超)	近畿運輸局奈良運輸支局 ☎ 050-5540-2063
軽自動車(三輪・四輪)	軽自動車検査協会奈良事務所 ☎ 050-3816-1845

問 税務課課税第一係 ☎ 34-2112

サービスに関する Q&A

- Q** 図書館利用カードが使えなくなるのですか？
A いいえ。図書館利用カードを使った本の貸し出しもできます。
- Q** 利用登録後は、図書館利用カードを捨てても構いませんか？
A いいえ。図書館ホームページの予約・延長サービスでは、図書館利用カードの番号が必要となります。また、インターネット申し込みやDVD視聴申し込みの際にも図書館利用カードが必要となります。
- Q** 利用できるのは本の貸し出しだけですか？
A はい。貸し出しだけです。
- Q** 自動貸し出し機でマイナンバーカードを利用できますか？
A 自動貸し出し機での利用はできません。窓口のみで利用できます。
- Q** マイナンバーカードがあれば、誰でも本を貸し出しできますか？
A 図書館利用カードを持っている人が対象です。図書館利用カードをお持ちでない場合は、まず、図書館利用カードの登録をお願いします。

図書館では、2月1日から、マイナンバーカードを利用した本の貸し出しサービスを開始します。従来の図書館利用カードに加えて、マイナンバーカードでも本の貸し出しが可能になります。

マイナンバーカードで本の貸し出しを希望される人は、図書館で手続き



※手続きの詳細は、図書館までお問い合わせください。

対象者
 マイキーIDを作成・登録したマイナンバーカードをお持ちの図書館利用カード登録者

※マイキーIDは、図書館に設置してある端末で作成・登録できますが、図書館職員による登録作業の補助や代行は行いません。

サービスの利用には手続きが必要ですが マイナンバーカードによる 図書館利用サービスを開始します

図書館 ☎ 32・0262

カセットボンベ・スプレー缶・ 使い捨てライターの出し方

●カセットボンベ・スプレー缶

- ①カセットボンベ・スプレー缶を完全に使い切り、振って音がしないことを確認してください。



- ②火気のない風通しのよい屋外で穴を開け、必ずガス抜きを行ってください。



- ③もえないごみの収集日に、不燃用指定ごみ袋に入れて出してください。

●使い捨てライターなど

使い捨てライターなども使い切って(ガス抜きをして)から、もえないごみに出してください。



もえないごみの収集日に、中身が残ったままのカセットボンベやスプレー缶・使い捨てライターなどがそのままもえないごみとして出されていることがあり、ごみ収集車両への積み込み作業中に爆発・炎上し、火災事故が起こっています。住宅地域で車両火災が発生すると、大惨事につながる恐れがあります。火災事故を未然に防ぐためにも、カ

セットボンベ・スプレー缶などを出す際は出し方を厳守してください。カセットボンベの処理について、ご不明な点がある場合は、商品に表示されているメーカー、またはカセットボンベお客様センターへお問い合わせください。

▼カセットボンベお客様センター
 ☎ 0120・14・9996
 平日 午前10時～午後5時

ご協力をお願いします カセットボンベ・スプレー缶・使い捨て ライターなどの出し方に ご注意を！

清掃センター (環境管理課) ☎ 33・5003

CKD (慢性腎臓病) 啓発講演会
健康の一石二鳥!
生活習慣病予防は腎臓病予防

住民保険課国保医療・年金係 ☎ 34・2097 / 福祉・高齢医療係 ☎ 34・2095

新しい国民病と言われるCKD (慢性腎臓病)。この病気は、高血圧や糖尿病と関係が深く、自覚症状がないまま進行し、気づいたときには重症化し、心筋梗塞・脳卒中などの合併症を発症することや、透析治療が必要になることもあります。

本町は、高血圧や糖尿病などの生活習慣病にかかりやすい傾向にあります。この講演会では生活習慣病とCKDのつながり、予防方法について分かりやすくお話しいただきます。

あなたの検査値 (健診結果) からチェックしてみよう!

①、②ともにチェックが入った人は要注意 (保健指導判定値に該当)

① 腎臓への負担	② 腎臓へのダメージ
<input type="checkbox"/> 血圧の上 が 130 以上 または 下が 85 以上ですか? 【あなたの血圧】 (/ mm Hg)	<input type="checkbox"/> eGFR60 以下ですか? 【あなたの eGFR (※)】 (ml/min/1.73 m)

※腎臓の糸球体がどれくらい老廃物をろ過することができるかを示す値で、腎機能を把握する目安となります。

正しい知識を身につけて、より健康な毎日への第一歩を踏み出しましょう。

参加者には万歩計をプレゼント!

日時 **2月23日(土)**

午後2時~3時30分

(受付は午後1時30分から)

場所 町民ホール (町役場西側)

講師 赤井靖宏さん (奈良県立医科大学地域医療学講座教授)

定員 200人 (座席数に限りがあります)

※参加無料、申込不要

200人 (座席数に限りがあります) ご了承ください

赤井靖宏先生プロフィール

1995年奈良県立医大大学院修了。国立循環器病センター研究所を経て、1996年から米国トマスジェファーソン医大病院内科、ペンシルバニア大腎臓・電解質・高血圧内科で臨床修行。2015年から現職。



申込期間は2月15日(金)~28日(木)
町営金沢住宅の入居者を募集します

土木管理課 ☎ 34・2115

申込用紙は2月8日(金)から土木管理課で配布します。入居の申し込みは2月15日(金)~28日(木)に土木管理課

町営金沢住宅募集一覧 (一般向け)

所在地	号	建築年	構造	型式	面積	家賃 (円) ※収入区分は下表		
金澤 41-1	3-4	昭和 53年	3階建	3DK	56.2 m ²	① 12,600	② 14,600	③ 16,600
						④ 18,800	⑤ 21,500	⑥ 24,800
為川北方 114-1	1, 7, 10	昭和 58年	2階建	4DK	73.8 m ²	① 17,900	② 20,600	③ 23,600
						④ 26,600	⑤ 30,500	⑥ 35,100

※空家住宅のため、各設備、床、壁、柱、天井などに汚れや傷のある場合があります。あらかじめご了承ください。
 ※防火・防犯活動、共用部分の清掃など、良好な環境のため自治会が重要な役割を果たしています。入居後は自治会活動にご協力いただきます。

収入区分

基準月収額 (円)
① 0 ~ 104,000
② 104,001 ~ 123,000
③ 123,001 ~ 139,000
④ 139,001 ~ 158,000
⑤ 158,001 ~ 186,000
⑥ 186,001 ~ 214,000

- 税金を滞納していないこと
- 同居する家族がいること (事実上の婚姻関係にある人、3カ月以内に入籍する婚約者を含む)
- 田原本町に住所、または勤務先があること
- 住宅に困窮していること
- 収入区分は2月15日(金)~28日(木)に土木管理課
- 収入15万8000円以下、裁量階層は21万4000円以下
- 暴力団員ではないこと
- 老人、身体障害者その他特に居住の安定を図る必要がある者は除く

町の人事行政の運営状況を公表します

町の職員の給与その他の勤務条件などの状況について、町民の皆さんにより一層のご理解をいただくため、その概要をお知らせします。詳細は、町ホームページに掲載していますのでご覧ください。

1 総括

(1)人件費の状況(平成29年度普通会計決算)

住民基本台帳人口 (平成30年1月1日現在)	32,160人
歳出額(A)	13,752,138千円
実質収支	345,134千円
人件費(B)	1,854,302千円
人件費率(B/A)	13.5%
参考:平成28年度の人件費率	15.8%

(2)職員給与費の状況(平成29年度普通会計決算)

職員数(A)	229人
給与	736,698千円
職員手当	166,055千円
期末・勤勉手当	294,758千円
計(B)	1,197,511千円
1人当たり給与費(B/A)	5,229千円

注①職員手当には退職手当を含みません。

注②職員数は、平成30年4月1日現在の人数です。

(3)ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)

平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
92.3%	92.4%	93.0%	93.7%

注ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

2 職員の平均給与月額、初任給などの状況(平成30年4月1日現在)

(1)職員の平均年齢、平均給料月額、平均給与月額の状況

■一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (国ベース)
町	39.8歳	289,002円	322,753円
国	43.6歳	330,531円	410,719円

■技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (国ベース)
町	46.7歳	262,545円	285,561円
国	50.6歳	286,833円	328,360円

■教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
町	38.3歳	319,352円	366,259円

注①「平均給料月額」とは、平成30年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

注②「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また、「平均給与月額(国ベース)」は比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当などを除いたもの)で算出しています。

(2)職員の初任給の状況

区分	初任給額
一般行政職	大学卒 180,700円
	高校卒 148,600円
技能労務職	高校卒 141,900円
	中学卒 -
教育職	大学卒 202,300円
	短大卒 173,900円

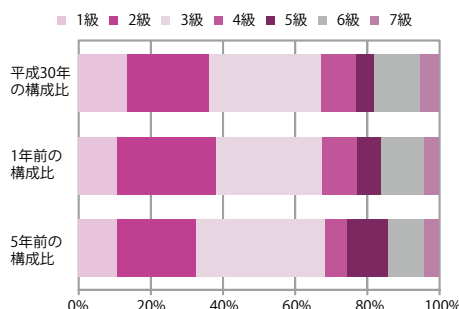
(3)職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

区分	学歴	経験年数	経験年数	経験年数	経験年数
		10年	20年	25年	30年
一般行政職	大学卒	235,500円	302,700円	356,200円	385,400円
	高校卒	201,700円	-	320,300円	320,400円
技能労務職	高校卒	-	-	271,100円	269,300円
	中学卒	-	-	-	-
教育職	大学卒	-	-	-	-
	短大卒	-	-	-	-

※人数が3人以下の欄は、個人情報保護のため表示していません。

3 一般行政職の級別職員数などの状況(平成30年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事	23人	13.7%
2級	主事	38人	22.6%
3級	係長、主査、副主査	52人	31.0%
4級	課長補佐、係長	16人	9.5%
5級	課長補佐	9人	5.4%
6級	課長、局長、主幹	21人	12.5%
7級	部長、参事、次長	9人	5.4%



注①町の給与条例に基づく給料表の級区分、かつ、地方公務員給与実態調査による一般行政職に該当する職員数です。

注②標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当 (平成 29 年度)

1人当たり平均支給額	1,405千円
期末手当	2.60月分(1.45月分)
勤勉手当	1.80月分(0.85月分)
加算措置の状況	職制上の段階、職務の級などによる加算措置 役職加算 5～15%

注()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(2) 退職手当 (平成 30 年 4 月 1 日現在)

支給率	自己都合	勤奨・定年
勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2～15%加算) 退職時特別昇給 なし	

注平成29年度に退職した職員に支給された退職手当の1人当たり平均支給額は、17,080千円です。

(3) その他の手当 (平成 30 年 4 月 1 日現在)

手当名	内容・支給単価	支給実績 (平成 29 年度決算)
扶養手当	子：月額 10,000 円	21,315 千円
	その他親族：月額 6,500 円	
住居手当	借家：月額 27,000 円 (最高)	8,107 千円
通勤手当 (片道 2 km 以上に限る)	交通機関利用：6 ヶ月定期券価格	13,645 千円
	自動車など利用：月額 2,000 ～ 31,600 円 (片道距離に応じて)	
特殊勤務手当	ごみ処理作業に従事する職員に対して支給：月額 20,000 円以内	2,842 千円
時間外勤務手当	正規の勤務時間を越えて勤務した時間に対して支給	51,973 千円
管理職手当	月額 64,442 ～ 33,320 円 (役職に応じて)	32,471 千円
宿日直手当	日直手当：日額 4,400 円	1,016 千円
地域手当	給料、扶養手当、管理職手当の合計月額の 3%	32,930 千円

5 特別職の報酬などの状況 (平成 30 年 4 月 1 日現在)

区分	給料・報酬 (月額)	期末手当	退職手当	
			(算定方式)	(支給時期)
町長	880,000 円	(平成 29 年度支給割合)	給料月額 × 在職年数 × 520 / 100	任期ごとまたは在職期間ごと
副町長	750,000 円	3.25 月分	給料月額 × 在職年数 × 330 / 100	任期ごとまたは在職期間ごと
議長	380,000 円	(平成 29 年度支給割合)	—	—
副議長	335,000 円	3.25 月分	—	—
議員	320,000 円	—	—	—

6 部門別職員数の状況 (各年 4 月 1 日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数
		平成 30 年	平成 29 年	
一般行政部門	議会	3 人	3 人	0 人
	総務	60 人	62 人	▲ 2 人
	税務	16 人	16 人	0 人
	民生	28 人	30 人	▲ 2 人
	衛生	27 人	26 人	1 人
	労働	0 人	0 人	0 人
	農林水産	8 人	6 人	2 人
	商工	2 人	2 人	0 人
	土木	18 人	20 人	▲ 2 人
	小計	162 人	165 人	▲ 3 人

部門	区分	職員数		対前年増減数
		平成 30 年	平成 29 年	
特別行政部門	教育	67 人	68 人	▲ 1 人
	小計	67 人	68 人	▲ 1 人
公営企業等	水道	12 人	12 人	0 人
	下水道	5 人	8 人	▲ 3 人
	小計	29 人	32 人	▲ 3 人
会計部門	その他	12 人	12 人	0 人
	小計	29 人	32 人	▲ 3 人
合計		258 人 [331 人]	265 人 [331 人]	▲ 7 人 [0 人]

注 1 職員数は一般職に属する人数です。

注 2 [] 内は、条例定数の合計です。

7 職員の分限・懲戒処分の状況 (平成 29 年度)

① 分限処分

「分限処分」とは、公務の能率維持のため行う処分です。
心身の故障により休職処分とした者 = 8 人

② 懲戒処分

「懲戒処分」とは、公務員関係の秩序を維持するための道義的責任を追及して行う処分です。
公務員としてふさわしくない非行により懲戒処分とした者 = 1 人